

## 美浜町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自然との共生の町づくり並びに地球温暖化防止対策の一環として、町民の新エネルギー導入を積極的に支援するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する必要な事項を定め、補助金交付に関する業務の適性かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における対象システムとは、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携した太陽光発電システムであるもの
- (2) 未使用品であること（中古品は対象外）
- (3) 電力会社と電灯契約を締結していること

### (補助金交付の対象)

第3条 補助金の交付対象は、町内の自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に設置する対象システムの設置に要する経費とする。

- 2 補助対象となる経費は、別表に掲げる費用とする。
- 3 町税の滞納がない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1キロワット当たり20,000円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満を四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

- 2 補助金の上限額は、80,000円とする。

### (補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事を着手する前にあらかじめ、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 工事着手前の現況写真（既築に対象システムを設置する場合）
- (3) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (4) 納税証明書（全ての税目）

### (交付の決定)

第6条 町長は、補助金交付申請の受付を先着順に行う。

- 2 町長は、受け付けた補助金交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申込みの受付を停止することができる。
- 3 町長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認）

第7条 前条第3項の規定による補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その通知を受けた後、決定の内容を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更により補助金交付申請額を増額することはできない。

（事業完了報告書）

第8条 補助対象者は、対象システムの設置完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月8日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象システムの設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給契約の写し
- (4) 対象システムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し
- (5) その他、町長が必要と認めたもの

- 2 補助対象者は、補助事業が当該年度の3月8日までに完了しない場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助対象者は、第1項の事業完了報告書を定められた期限内に町長に提出しなかったときは、当該申請で得た権利は自動的に失効するとともに、当該年度内において再び交付申請をすることができないものとする。

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の事業完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容の審査及び現地調査を実施して、交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項により交付を決定した場合は交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条により補助金交付額確定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。町長は、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第11条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数（15年間）の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第7号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 第11条により対象システムを処分したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条により補助金の交付を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（協力）

第14条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供とその他の協力を求めることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年12月25日から施行する。
- 2 平成14年12月25日前に美浜町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成11年12月24日施行）により、予約受付申請書が受理された予約者については、要綱第5条の規定にかかわらず、改正後の要綱が施行後速やかに交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

① 太陽電池モジュール	⑨ 配線・配線器具の購入・据付
② 架台	⑩ 工事に関する費用
③ 接続箱	
④ 直流側開閉器	
⑤ インバータ	
⑥ 保護装置	
⑦ 発生電力量計	
⑧ 余剰電力販売用電力量計	